

## 第 3 回公立大学設立準備委員会 会議録（概要）

日時：平成 29 年 4 月 21 日（金）

午後 1 時～午後 3 時

場所：茅野市役所 8 階 大ホール

## 【出席者】

- 委員：唐澤範行委員、河村洋委員、樋口尚宏委員、野村稔委員、今井誠委員、百瀬真希委員、伊藤隆生委員、徳永保委員、三浦義正委員、青木弘委員、森口泰孝委員
- 長野県：青木私学・高等教育課長、小林企画幹兼課長補佐  
柳沢諏訪地域振興局企画振興課長
- 事務局：柳平茅野市長、柿澤企画部長、小平企画財政課長  
加賀美大学準備室長、内山室長補佐兼係長、牛山係長、金井主事
- 大学：入江事務部長、牛山事務部次長

〔欠席者〕草間三郎委員

## 【公開・非公開の別】

公開

## 【会議内容】

## 1 開会

2 あいさつ 茅野市長、公立大学法人公立諏訪東京理科大学理事長予定者、学長予定者

## 3 委嘱書交付（唐澤委員）

## 4 新委員長の選出

**質疑応答** 委員及び委員長の交代について**（樋口尚宏委員長）**

二点あるが、一点目は、公立大学設立準備委員会の委員の交代についてである。本日、諏訪圏ものづくり推進機構の理事長である草間委員が欠席されているが、草間委員が、本年 3 月 31 日をもって諏訪圏ものづくり推進機構の理事長を退任された。それに伴い当準備委員会についても委員を退任したいとの意向である。新しい委員については、諏訪圏ものづくり推進機構の新理事長に 4 月 1 日に茅野市商工会議所の会頭である宮坂孝雄様が就任されたということで、この公立大学設立準備委員会の委員に推薦を受けている。今後は委員の委嘱の手続きを取らせていただき、次回より委員として参加していただきたいということであるので、これについては報告ということでは承していただけばと思う。

二点目は、ただいま理事長予定者の唐澤様に委員に加わっていただいたが、この公立大学設立準備委員会は、本来の趣旨から考えても、委員長としては理事長予定者がふさわしいのではないかと思う。発足当時は理事長予定者が決まっていないということもあり、選任されるまでの間は、暫定的に私の方で委員長をさせていただいた。ここで新たに理事長予定者が選任されたことも踏まえ、今後の委員長について、改めてお諮りしたいと思う。

**（柿澤茅野市企画部長）**

ただいま、樋口委員長から提案があったが、新委員長の選出にあたり、本委員会の設置要綱の第 4 条で委員長は委員が互選するということになっている。先ほどの樋口委員長の提案を含めて委員によって委員長の互選をお願いしたいと思う。

（意見）樋口委員長から提案があったように、ここで新たに唐澤様が理事長予定者に選任されたので、委員長を受けていただければありがたいと思う。

**（柿澤茅野市企画部長）**

ただいま、唐澤理事長予定者が委員長に相応しいという発言があったがどうか。

(各委員)

良い。

(柿澤茅野市企画部長)

それでは、新しい委員長は唐澤委員とすることで決定させていただく。

## 5 確認・報告事項

### (1) 第2回公立大学設立準備委員会の会議結果について

《事務局（茅野市）から報告「資料1」》

### (2) 諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の検討状況について

《事務局（茅野市）から報告「資料2」》

### (3) 公立大学設立準備委員会ワーキンググループの検討状況について

《事務局（茅野市）から報告「資料3」》

**質疑応答** 資料1～資料3について

質疑なし。

### (4) 諏訪東京理科大学の平成29年度入学状況等について

《事務局（諏訪東京理科大学事務部長）から報告「資料4」》

**質疑応答** 平成29年度入学状況等について

(河村洋諏訪東京理科大学学長)

今年度の入学状況については、定員が充足し、さらに学生のレベル的にも従来よりも少し厳しく選抜することができている。教員たちの新入生に対する印象を聞くところでは、しっかりした学生が入ってきているということである。

## 6 協議事項

### (1) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学定款（案）について

《事務局（茅野市）から説明「資料5」》

**質疑応答** 定款について（資料5-1の「1 設立目的」～「6 理事会まで」）

質疑なし。

**質疑応答** 定款について（資料5-1の「7 経営審議会」）

(意見) 今回の定款において、理事会が議決機関として位置付けられており大変良いと思う。学校教育法や国立大学法人・公立大学法人制度においては、「審議機関」と「議決機関」は明確に区分されており、「審議機関」は意思決定機関ではなく、広く言えば意見を申し出るあるいはチェックするという機関となっている。この定款では、理事会が議決機関であり、そして経営審議会・教育研究審議会が両方とも審議機関であるという性格を明確にさせていただいていると思う。

少し気になるのが、「招集及び議事」の中に、経営審議会・教育研究審議会それぞれに、「…議事については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は…」という文言があり、こういった文言があることによって、それぞれの機関において議決しなければ、理事会へ進まないということになってしまう。今、大学に求められているガバナンスとしては、様々な意見があったとしても、意見を聞いたうえで理事会において決することであり、経営審議会や教育研究審議会において了承を取っておく必要はないと思う。経営審議会や教育研究審議会における議決に関する規定は、不要だと思う。

(回答) 定款の記載について、他の大学の定款とも比較し再度検討させていただきたいと思う。

(意見) 他大学との並びも当然必要だと思うが、特に大学のガバナンスについては、これまでも様々な議論があり、大学のガバナンスは審議権と議決権とを明確化するという中で、他大学が必ずしも参考になるとは限らない。その点については、新しく大学を作ることでもあるので、21世紀のガバナンスということで、それにふさわしい形で規定を整備するのが良いと思う。

### (唐澤範行委員長)

前回の内容から比べても、理事会の「決議」という言葉と、審議会の「審議」という言葉を区別して記載している。そういう意味で、ガバナンス上は非常に重要な案件かと思うので、委員からいただいた意見を踏まえたうえで、公立化等検討協議会に提出させていただければと思う。

### 質疑応答 定款について（資料5-1の「8 教育研究審議会」）

質疑なし。

### 質疑応答 定款について（資料5-1の「9 業務の範囲及び執行」～「12 その他」）

(意見) 業務の範囲及び執行について、この部分については他の公立大学法人でも同じようなことが記載されていると思うが、大学の教育研究分野がエンジニアリングということであり、そのエンジニアリング部門における産学連携や地元の経済成長への貢献ということからも、「大学における教育研究成果の普及及び活用を推進し、地域社会の発展に寄与すること」という表現では、一般的な大学が行っている公開講座や産学連携と違いが無いと思う。新しく地域に貢献する大学を作ることであるので、例えば、「産業界と一緒に社会事象にかかわる研究開発を行う」といった表現や、同じ「研究」でも「開発研究」という言葉を使うなど、「1 設立の目的」の趣旨が出るような、表現をした方がふさわしいと思う。

(回答) 他の国立大学や公立大学の定款の業務内容と同じ書き方となっているが、委員の意見のように、「設立の目的」に書いてあることがこの大学でやっていかなければならないことであるので、大学側と相談しながら、さらに具体的なことを記載するように検討していきたいと思う。

(回答) この大学は来年度に新たにスタートする大学となるので、大学の横並びということではなく、工学部という基盤からスタートする新しい大学であるというスタンスで再度検討させていただきたいと思う。

(意見) 設立の目的の中で、「地域に一層貢献する」という記載があり、「一層」という文言があえて入っているが、どのように「一層」地域貢献するかというイメージでこの言葉を入れているのかと思う。この業務の範囲及び執行について考えると、この後の協議事項である入学料の話などを含めて、「一層」の持つところのイメージをもう少し持つことが大事であると思う。

(回答) 「一層」という言葉は、「今よりもさらに」ということであると思うが、今よりもさらに地域との連携ができる、というようなことを記載していきたいと思うので、この部分の文言については再度考えていきたいと思う。

Q. 委員から、理事会の機能と審議会の機能について指摘いただいた。理事会の果たすべき役割が非常に重いことが分かる。資料5-3の理事会の構成については7名程度となっており、重い任務を持った理事会を開催していくということになると、かなりの頻度で定期的な開催をしていかなければならないと思う。

例えば、学校法人東京理科大学では、月に1回理事会を開催しており、諏訪東京理科大学でもそのような運営の仕方になると思うが、理事のほとんどが外部の方でありこのように多くの外部理事によって意思決定をしていくという形でよいものか。

A. 日本全体で見ると、このように幅広く外部の方を取込みガバニングボードを作るというような珍しいかもしれないが、例えばアメリカの場合では、州立大学の多くは外部理事だけでやっていたりする。例えばミシガン大学では、住民の選挙でガバニングボードのメンバーを選んでいるし、カリフォルニア大学機構では、州知事が州議会の同意を得て任命することになっている。大学のあり方として、外部理事が多いからと言って、それが大学の構成員の自立性のような要件とバッティングするとは思わない。アメリカの州立大学等の例を踏まえれば、意思決定の中に外部の方を入れていくことは問題ないと思う。また、理事の構成として内部の方も選任されているので、従来のやり方と国際的なやり方の中間のようなことでなり、その部分について良い悪いという話ではないと思っている。

(意見) このような形で理事会を組織するという事は、この大学の運営にかなりの時間と労力を割いていただくことになる。理事になる方にはそういうことをお願いしていきたいと思う。

### (唐澤範行委員長)

委員からの意見で、経営審議会・教育研究審議会の「招集及び議事」の中の、「議決」や「決する」といった文言について、意見を参考に、もう一度確認をさせていただく。また「業務の範囲及び執行」について、「エンジニアリングを中心とした工学部」という部分と、「地域に一層貢献する」という部分

について、いただいた意見を踏まえ修正のうえ、次回の諏訪東京理科大学公立化等検討協議会に提出していきたいと思う。

## (2) 学校法人東京理科大学からの負担付き寄附の受納について（案）について

《事務局（茅野市）から説明「資料6-1～6-2」》

### 質疑応答 学校法人東京理科大学での負担付き寄附に関する審議状況について

#### (唐澤範行委員長)

この件について、負担付き寄附を行う学校法人東京理科大学での審議状況について、森口委員から説明をお願いしたいと思う。

#### (森口泰孝委員)

諏訪東京理科大学の公立化にあたり、学校法人東京理科大学から諏訪広域公立大学事務組合へ、大学の土地及び建物を寄附することになる。手続き的には、正式には本年7月に予定をしている公立大学法人設立認可、それから設置者変更認可申請を、それぞれ長野県及び文部科学省へ提出することになるが、その認可が得られた後に、来年3月に学校法人内で審議をし、土地および建物の移管が審議決定されるという予定である。

#### (唐澤範行委員長)

学校法人東京理科大学からの負担付き寄附の受納案について、資料6-2のとおり本委員会として了承とさせていただきたい。次回の諏訪東京理科大学公立化等検討協議会に提出させていただく。

## (3) 諏訪広域公立大学事務組合から公立大学法人公立諏訪東京理科大学への出資財産（案）について

《事務局（茅野市）から説明「資料7」》

### 質疑応答

#### (唐澤範行委員長)

資料7について説明があったが、これについて何か質問や意見はあるか。

#### (各委員)

なし

#### (唐澤範行委員長)

諏訪広域公立大学事務組合から公立大学法人公立諏訪東京理科大学への出資財産（案）については、資料7のとおり本委員会として了承とさせていただきたい。次回の諏訪東京理科大学公立化等検討協議会に提出させていただく。

## (4) 諏訪広域公立大学事務組合公立大学法人評価委員会条例（案）について

《事務局（茅野市）から説明「資料8-1～8-4」》

### 質疑応答

(意見) 評価委員会については法律で設置することになっているが、実際にどのようなことを趣旨として評価システムを働かせていくのかということによって変わってくる。一般の地方独立行政法人の場合、評価システムを非常に簡素化しており、例えば、理事の給料や法人の人件費について管理するといったような、事務手続きを専らするような組織となっており、そのようにするのであれば、こういった部分に手間暇かけずに簡素化する方が良いと思う。一方で、例えば、教育や研究あるいは社会貢献や産学連携といったことがどのような状況になっているか、ということ、諏訪広域公立大学事務組合の方でもしっかりと把握していく、ということになってくると、また違うものになってくる。そういう意味で、形式的には、業務運営や財政運営の評価のために置かれるが、やはり国立大学や公立大学になってくると、評価の中心は教育や研究になり、そういった点を含むのかどうかになってくる。こういった法律上の機関は、できるだけミニマムなものにしておいて形式的に済めばよいということか、あるいは諏訪広域公立大学事務組合に対して、大学はどれだけ地元の期待に応える教育をして、どういう形で研究しているのか、どれだけ産学連携の実績があったのか、といったことを示す場所として、評価委員会を活用していくのか、ということによって制度設計が変わってくる。そういう意味では、構成員として公認会計士や税理士を含めなくても良いと思う。例えば、通常の会

社の方に、企業として法人のコーポレートガバナンスが分かっている方に入ってもらえば、業務についてはそれでよいと思う。情報分野や薬品の管理、あるいはパワハラやセクハラといったことチェックするというのであれば、コーポレートガバナンスの専門家に入ってもらえばよいと思う。一方で、本当に教育や研究のことを設立団体や関係市町村に伝えていくという仕組みを作っていくかどうかは、理事長や法人の設立団体の方で制度設計やスタンスを決めていく必要があると思う。

(回答) 今回の公立化は、諏訪地域6市町村による公立化ということもあるので、そういう意味では利害関係者も多く、単に簡素化ということではなく、違う意味でガバナンスを見ないといけないかと思っている。

(回答) 公立大学ということになるので、簡素化した委員会ということではない方がよいと考えている。今後の委員会の運営方針や評価委員の選任方法については、十分考えていきたいと思う。どのような大学にしていかなければならないかということも評価委員会のところで見ていかなければならないと思うので、そのあたりの制度設計はしっかり行っていきたいと思っている。

(意見) 私立大学の場合は、法人と教学(大学)の役割分担があり、法人は経営をし、教学(大学)は教育研究をするという整理がある程度できている。この大学はそこまで規模も大きくないので、評価委員会の中でしっかりと評価してもらおうというのが良いかと思う。

(回答) 評価委員会の役割ということで、これから諏訪地域6市町村の意向に沿った中期のビジョンに意見をもらいながら組み立てをしていくということになるので、その中でどの点を評価していくかというところの論点をしっかり捉えて、今いただいた意見や構成員の部分も踏まえ、運用していきたいと思っている。

(意見) 地方独立行政法人としてやらなければならないことは決まっていて、それに沿ってやっていくことになると思うが、PDCAのサイクルは、企業でもそうだが、やればやるほど労力がかかるものであり、そういうものが間接部門の人件費など固定費がかさむということに繋がり、経営にとっては良いことではあるが裏腹に、という場面もあると思う。諏訪東京理科大学の学生数や教職員数から見ると、小規模な中で運営していかなければならないと思うので、やらなければならないことはあると思うが、それをどのぐらいのルールをもってやるか、どれだけ手間をかけてやるか、また見える形で効果的にするか、という部分については、経営者である新理事長に采配を振ってもらえと思う。

#### **(唐澤範行委員長)**

諏訪広域公立大学事務組合公立大学法人評価委員会条例(案)については、提示した資料のとおり本委員会では了承させていただくということにさせていただく。しかし、委員からは意見をいただいているので、それらを踏まえて、評価委員会の役割あるいはPDCAの中身や構成員を含めて検討していきたいと思う。次回の公立化等検討協議会にこれを踏まえて提出させていただければと思う。

### **(5) 公立化後における入学料の設定について**

《事務局(茅野市)から説明「資料9」》

#### **質疑応答**

(意見) この諏訪地域に短大ができたときも、地元の中小企業が支援し、その後大学を作ってほしいということで大学ができ、今日これだけの立派な大学になり、さらに新たに公立化して再スタートすることである。そういった経過から、これはなんとしても、諏訪ということに限らず、例えば県内からの入学者には、何らかのメリットを設けてほしいということ当初は強く思っていた。しかし、あとから様々な意見を聞き、特にこの準備委員会と検討協議会との間で意見が違うという中で、この件に関して個人的に考えてみたが、入学料のことだけで大きな差をつけて本当に良いかということを考え、それよりは全国から広く学生に来てもらった方が、この大学のためには良いというような考えに徐々に変わってきた。

一方で、我々のこの地へ大学を設置したいという強い気持ちを考えたときに、何らかの優遇策というものが考えられないかということで、検討協議会の委員の意見の中にもあったが、入試での地元枠あるいは県内枠をある程度設けてもらう、あるいは奨学金のような特別なもので何らかの優遇策ができないかということを考えていただくことで、入学の際は平等でより多くの学生に門戸を開放するというので良いのではないかというように思っている。ただし、当初の強い思いもあるので、何らかの形で優遇策を考えていただければ良いかと思っている。

(意見) ここで公立化になるにあたり、知人のマンション経営者から県外の学生がとて増えたという印象を肌で感じる人が多いということを知った。今まで、例えば諏訪地域外からの学生が来ると、松本あたりだと、時間に合わせて帰ってしまうという学生が多く、ほとんど諏訪地域を知らないという学生が多かった。県外の学生が増えたことによって変わったのが、親と一緒にきて、この諏訪地域に学生の部屋があることにより拠点ができ、そのことによって、夏場はここで観光ができるから楽しみだ、という声があがったりしている。公立化して数年は公立化という魅力でもつと思うが、その後この大学が継続していくかということを考えてときに、本当に地元重視ということが良いのかということを知る。

今、人材を地元から集めるのが難しく、積極的にIターンの方を採用したりするが、地元の方の競争力と都会から採用した方の競争力との差がとてもある。決して悪いわけではないが、井の中の蛙のような要素がそういった人を作ってしまうのかとも思う。

魅力ある大学にしていく中で、いかに幅広く人材を集められるか、そして幅広く人材を集めることが、今後入学希望者を増やしていけるかという部分に関わってくると思う。そう考えると、地元優遇策というのが、外の方からどのように映るかというところは、大事なポイントではないかと感じる。大学が今後魅力的に発展するためには、地元はもちろん大事であるし、ここに地元の税金をつぎ込んであることも事実であるが、それ以上にこの大学が発展することによって地元が得られるメリットをいかに打ち出すかということで、この入学料を捉えれば、平等にすることの方が今後の地域と大学の発展につながるのではないかと感じる。

(意見) 前回の会議で差をつけることに違和感があるということを発表したが、別の委員からの発言があったように、この大学を設立した時の地元の想いというのは、それはそれで大事にしていかなければならないと思う。先ほど地区別の入学者数を拝見させていただいたが、諏訪地域からの入学者が15名ということで、思っていたより少なく唖然とした。もう少し諏訪地域からの入学者がいるのかと思っていましたが、そうするとやはり何らかの形で諏訪の地域からももう少し入学してほしいというのは、地元の企業の立場からしても、切実な思いである。入学料に差をつけることが良いのか悪いのかははっきり判断することはできないが、別の方法をとるにしても、なんとかこの地域からももう少し入学してほしいというのが、地元の産業界の思いである。

(意見) 次の協議事項になるのかもしれないが、入学料の問題と関係して地域枠ということについて、これは単に地域で設けた推薦枠がある、というものになるのか、あるいは、10年ほど前から医師不足ということが言われており、国立大学の各医学部には地域枠が設定されているが、この場合の地域枠には、奨学金がついている。例えば、弘前大学では、地元の青森県から弘前大学医学部に入学する学生がなかなかなく、大学が地域枠を設けておりそこに青森県が奨学金を出している。そしてその学生が地元に着いたら奨学金の返済を免除するといった仕組みを行っている。単に、地元から学生を受け入れるための枠ということなのか、あるいは諏訪広域公立大学事務組合が奨学金付きで地元の学生を積極的に受け入れるということ想定しているのか。そうなってくると、奨学金に差を付けなくても、その制度があるから良い、ということになるのではないかと感じる。

他の委員からも意見が出ていたが、地元に対しては入学料で差をつけなくても、学生からみて、入学してから奨学金がもらえるというのではなく、大学へ進学する時点で奨学金が予約されているのであればこの大学へ進学しようということにもつながると思う。地元の市町村でそういった奨学金を用意すれば、地元の大学へ行ってみたいという学生も増えるのではないかと感じる。そういった議論との関連で入学料の設定をするべきなのではないかと感じる。

#### (唐澤範行委員長)

この後の協議事項の「(7) 入学者選抜における地域枠の設定 (案) について」と、「(8) 公立化後における授業料免除制度について」があるが、この入学料の設定と関連するので、その2項目を説明した後再度意見をいただきたいと思う。

#### (7) 入学者選抜における地域枠設定 (案) について

《事務局 (茅野市) から説明「資料11」》

#### (8) 公立化後における授業料免除制度等について (草案)

《事務局 (茅野市) から説明「資料12」》

#### 質疑応答 地域枠の設定・授業料免除制度等について

(回答) 先ほどの地域枠に奨学金はついているのか、という質問については、現在の方針としてはそうではない。

また、諏訪地域からの入学者数が少ないという意見をいただいたが、我々もそのように考えている。なかなか地元から学生が来ていただけないということもあるので、地元の推薦枠を設け地元学生に入学してもらいたい。また、入学してもらっただけでなく卒業していただくことが大事であるので、丁寧な教育を行っていく体制を整えていきたいと考えている。また、そういった学生に対して地元自治体から奨学金を出して、学生のモチベーションを上げてしっかり勉強できるようにしたらよいという委員の意見もあったが、それは大学にとってもありがたいことであり、是非検討いただければと思う。地元就職者に対する支援制度や特待生の地元枠といったことは、しっかりと取り組んでいきたいと思う。

Q. やはり地元の学生が、一人でも多くこの地元の大学に入学してもらい、優秀な成績を修めて地元の企業に入ってもらおうということが本当にありがたいことであると思う。検討協議会の中では、グローバル化を見据えて全国から広く優秀な学生を集めるという意味において、入口段階で差を設けないという意見であり、ごもつともであると思う。資料 10~12 のような制度の中で、地元にとってもメリットがあるような方策を取っていくということで良いと考えている。

一点確認であるが、資料 11 の地域枠については、平成 30 年度の選抜については現行の諏訪東京理科大学で募集をかけるということだと思うので、この方針で決定して募集要項にもこれで出すということが良いか。

A. 来年度の募集要項に記載していきたいと考えている。

(意見) 資料 12 の方策については、これからどのような方法がいいのかというのを、なるべく早くアピールした方が良いかと思う。

(回答) 資料 12 の経済支援制度についても、募集要項に記載していきたいと思っている。これについては全体の支出費用の観点もあるので、人数や金額についてシミュレーションをして、運営がしっかりできるというシミュレーションをもって、できれば来年度の募集要項に反映させていきたいと考えている。

(意見) 我々の会社にも、諏訪東京理科大学の学生と長野県短期大学の学生が入社し、会社の核となっている。先日工業会の総会があり、この地域の課題として、人はいるが優秀な学生を採用できていないので、新しいテーマの仕事を受けようと思っても、果たして今の人材でこのテーマをこなしきれぬのか、ということが、その工業会の中の意見としてあがってきていた。どうやって学生確保をしていくかということについては、公共職業安定所等に頼るより、リクナビに登録するとアクセス数が多く、思いがけない学生を採用できるという意見が出されたりして、なるほどと思った。

企業の立場からすると、人が大勢いても成しえない業務はたくさんあり、いかに優秀な学生を確保できるか、ということが生き残るためにはとても重要であると思う。資料 12 のその他の制度の中に、諏訪地域 6 市町村内にある企業に就職した者に対する制度が検討されており、優秀な学生が入社したことによって、例えば 3 人でやる仕事を、その人があるシステムを作ったことによりこなせる、ということが起きたりするのであれば、その方が企業メリットが出る。例えば、卒業後 5 年間定着した場合に、その奨学金の一部を企業が負担するということが可能性としてはあるのではないかと考えている。目先のお金より、優秀な学生が何をどう生み出すかということの方が、企業メリットはとても大きいので、諏訪地域 6 市町村内に勤めていただけるのであれば、県外の方でも当然その対象になることができ、その学生がこの地域に定着するという循環が出来れば、地元枠というところのもう少し広い意味で、今後の学生確保が期待できるので、想定案の中の奨学金返還補助というのを取り組んでいくということであれば、一企業の考え方にはなるが、何か支援をさせていただき、地元の就職を活性化させることに協力ができればという気持ちがある。

#### (唐澤範行委員長)

資料 9 の公立化における入学料の設定について、委員からの意見は、前回の検討協議会の諏訪地域 6 市町村長の強い意向もあるので、これについては差を設けないということで、まとめさせていただければと思う。ただ、先ほどの意見にもあったように、県外から多くの人材が入ってきていただいているので、今後も活性化していこうし、諏訪地域 6 市町村内の企業への就職に関する制度についても今後検討していくということを踏まえて、今の資料 11、12 案で、検討協議会に上げさせていただければと思う。

**(河村洋諏訪東京理科大学学長)**

入口で差を設けず、しっかりとした人材を幅広く受け入れられるようにというメッセージだと思う。我々にとっては大変重いことであり、より高い視野や志を持って、全国からあるいはグローバルに良い人材を集め、そういう学生が地元にも幅広く貢献していける、そのような大学にしていきたいと思う。

**(6) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学が徴収する料金の上限額の設定（案）について**

《事務局（茅野市）から説明「資料10」》

**質疑応答 大学が徴収する料金の上限額の設定（案）について**

**(唐澤範行委員長)**

資料10について説明があったが、これについて何か質問や意見はあるか。

**(各委員)**

なし

**(唐澤範行委員長)**

公立大学法人公立諏訪東京理科大学が徴収する料金の上限額の設定（案）について、資料10のとおり本委員会として了承とさせていただきたい。次回の諏訪東京理科大学公立化等検討協議会に提出させていただく。

**(9) その他**

**質疑応答 その他**

Q. 今回の公立化に伴って、特に施設整備などは必要となってくるのか。

A. 学部編成も変わるので、それに伴った変更はある。それについては、早い段階で必要となるものについては既に進めており、さらに数年のスパンで必要なものについては、現在検討し準備を進めているところである。

(補足) 今までであると、学校法人と地方公共団体というそれぞれの立場があり、公的な建物を無償で貸すといったことは難しかったと思うが、例えば山形大学の大学院では、一部を駅の上の空いているテナントで授業をしている例もあり、今後公立化をすると大学院や4年生の実習やインターンシップなどは、市や駅などの様々な公共的空間を活用するようなことが取り組みやすくなるのではないかと思う。もちろん狭義的には、現在のキャンパスの中で教育研究を行うことになると思うが、できるだけそういった多様な空間を地方公共団体でも提供するようなことを考えていただければと思う。

**7 その他**

**8 閉会**